

平成18年度工事定期監査の結果に基づき講じた措置

(企画調整局, 産業振興局, 建設局, 都市計画総局, みなと総局, 交通局)

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(1)設計</p> <p>ア ひび割れ調査工等の明記</p> <p>本工事は, 北区の神戸加東線に架かる鞍ヶ谷 (L=70m, B=7m, RC床版 t=180mm) と, こだか橋 (L=65m, B=7m, RC床版 t=190mm) の2橋について, RC床版の補修工事と落橋防止対策工事である。</p> <p>コンクリートの品質確認については, ひび割れ調査ならびにテストハンマーによるコンクリート強度試験の実施を特記仕様書に明記したうえで, その費用を計上することになっている。しかし, 本工事においては, これらの調査, 試験を実施しているものの, 特記仕様書での明記, ならびに費用が計上されていなかったものである。</p> <p>コンクリートのひび割れ調査ならびにテストハンマーによるコンクリート強度試験は, 特記仕様書に明記したうえで, その費用を適切に計上すべきであった。</p> <p>(建設局北建設事務所)</p> <p>[12 鞍ヶ谷橋他1橋橋梁補強工事]</p>	<p>今後はこのようなことが無いよう, 監督員に対し適切な啓発を行うとともに, 所内でのチェック機能を高めていくよう, 平成19年4月24日の「土木工事関係係長会」(道路部・下水道河川部河川課・公園砂防部緑地課と各建設事務所の工事関係の係長会)で内容を説明したうえで, 同日付の事務連絡にて周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1)設計		
<p>イ サーモスタットの設置場所</p> <p>新長田南地区の再開発ビル建設に伴う機械設備工事において、電気室における機器の発熱を除去する目的で、サーモスタットを用い自動運転する換気扇を設置する設計となっていた。</p> <p>しかし、サーモスタットの設置場所が、機器から離れた奥まった場所となっており、発熱を有効に感知出来ず、効率的な排熱が出来ないものになっていた。</p> <p>適切な設計を行うべきである。</p> <p>(都市計画総局再開発部再開発課)</p> <p>[24 (仮称)新長田南地区若松 4 第 3 工区南棟再開発ビル機械設備工事]</p>	<p>適切な設計を行うため、設計チェックリストに追記した。また、平成 19 年 3 月 13 日の係会議で、設計段階において、設計チェックリストに基づき充分に照査を行うよう設計担当職員に周知徹底した。</p> <p>なお本件については工事中に対応した。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1)設計		
<p>ウ 塩害対策フィルターの仕様</p> <p>東部第4工区の高潮対策工事に伴う機械設備工事において、塩害対策用のフィルターの設計に際し、その材質及び捕集率は機器仕様の重要な要素であるにもかかわらず、入札用の設計図書に記載されていなかった。</p> <p>なお、積算に用いる製造メーカーへの見積依頼は適切に行われていた。</p> <p>適切な設計図書を作成すべきである。</p> <p>(みなと総局技術本部工務第2課)</p> <p>[30 東部第4工区ポンプ場機械設備工事]</p>	<p>記載漏れが原因です。</p> <p>今後の設計図書作成にあたっては、機器に求める仕様を明確に出来る内容を漏れなく記載するよう、3月14日の定例係会議で係員全員に周知徹底した。また3月20日の工務第2課課内会議において、課長から、設計図書の作成にあたってはその記載事項について、記載忘れを生じないように、各担当者に周知徹底するよう指示を行った。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1)設計		
<p>エ 発電機室の給気風量検討書</p> <p>本工事は東灘区の東部第4工区において、高潮時に雨水排水をするためのポンプ場建設に伴う電気設備工事である。</p> <p>本工事において、基準等に基づき給気風量検討書(以下「検討書」という)により発電機室の必要な給気風量を求め、給気ファンの設計をしていた。</p> <p>しかし、この検討書と実際の施工の間で室温上昇防止の考え方やラジエーターの排風量、及び給気風量に違いが見られた。</p> <p>室温上昇防止やラジエーターの排風量は基準等に基づいたものであるが、基準の適用にあたっては、その条件を考慮するとともに市場調査をするなどして、適切な検討書を作成する必要がある。</p> <p>(みなと総局技術部工務第2課)</p> <p>[31 東部第4工区ポンプ場電気設備工事]</p>	<p>基準書に基づく計算結果の意味を十分考慮しなかったこと、また市場調査の不足により実際に流通している発電機の諸数値と、計算上の数値が乖離していたことが原因です。</p> <p>今後の設計検討にあたっては、基準の内容を十分理解し設計検討を行うよう、3月14日の定例係会議で係員全員に周知徹底した。また3月20日の工務第2課課内会議において、課長から、設計にあたっては様々な条件を把握し、適切な検討を行うよう、各担当者に周知徹底するよう指示を行った。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2)積算</p> <p>ア 標識車の積み上げ計上</p> <p>本工事は、三宮と神戸空港を結ぶ神戸新交通ポートアイランド線の延伸事業であり、最終段階である線路切り替えを行う工事である。交通規制に関し、歩行者や一般車両の安全を確保するため、交通誘導員の配置に加え標識車の費用を追加して変更計上している。</p> <p>標識車の費用を共通仮設費率の経費外として別途計上するのであれば、標識車の必要性や変更理由を明確にし、当初設計内容の変更事項について請負人に書面またはその他資料により指示を行った上で積み上げるべきであった。</p> <p>(企画調整局調査室)</p> <p>[1 神戸新交通ポートアイランド線延伸事業 中公園駅北上部工(上り線)架設工事その2]</p>	<p>本工事施工に際し神戸大橋南行き車線の交通規制が必要となるため、警察と協議を行った結果、よく目立つ標識を設置し一般車両の誘導を行うよう、道路使用許可の条件として示されました。このため、夜間だけの交通規制であることから、占用形態の迅速な変更が可能な標識車を設置することとし、その設置に必要な費用を設計変更で計上しました。しかしながら、ご指摘の通り、書面で指示しておらず、標識車の必要性を明確にするものが残っておりませんでした。</p> <p>今後、このような場合は書面で指示するよう、関係者を対象とした会議(平成19年2月13日開催)で、周知徹底を図りました。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2)積算</p> <p>イ アスファルト殻処分費の積算と処分量</p> <p>本工事は、西区管内において、各々占用企業者が掘削工事を行った跡を、その後一括し道路管理者が施工する舗装復旧工事である。</p> <p>当初は全ての掘削影響部について既設舗装表面を切削し、その上に表層を重ねて打設する予定であったが、一部範囲については舗装を全厚取り壊し打ち替えることとしたため、舗装版取り壊し量とアスファルト殻処分量が追加になっている。</p> <p>しかし、この変更内容に関し次のような点が認められた。</p> <p>(1)増工となったアスファルト殻の運搬処分費用が設計書で未計上であった。</p> <p>(2)仮復旧部と追加した掘削影響部のアスファルト殻計算数量に比べ、処分券から確認できる処分量が少なかった。</p> <p>十分な照査を行なうべきであった。</p> <p>(建設局西建設事務所)</p> <p>[4 西管内五百蔵周辺舗装補修及び側溝整備工事]</p>	<p>今後は、工事関係書類と設計図書との整合性の確認を十分注意して適切に照査するよう、監督員に対し啓発を行うとともに、所内でのチェック機能を高めていくよう、平成19年4月24日の「土木工事関係係長会」(道路部・下水道河川部河川課・公園砂防部緑地課と各建設事務所の工事関係の係長会)で内容を説明したうえで、同日付の事務連絡にて周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2)積算</p> <p>ウ 表面被覆工の単価変更</p> <p>本工事は、須磨区の立体交差構造になったU型擁壁のコンクリート補修工事である。構造物の劣化進行を抑えるため、ひびわれや剥落等の変状箇所を補修した後、擁壁表面全体を被覆材で被覆している。この被覆材が均一に塗れるように下地処理を行っており、その処理量として当初積算上は標準的な数量を採用し、単価を設定しているが、予想以上に下地処理材が必要であるという請負業者からの申し入れで立会いを行い、その後使用した報告数量をもとに単価変更を行っている。</p> <p>現地状況が設計時の想定と異なっていたということではあるが、設計図書に何ら変更の対象となる項目を示しておらず、根拠を明らかにしないまま単価を変更している。支払額の多寡に直接関わる内容であり、試験施工や変更見積り内容を精査するとともに、設計図書に標準量や変更条件を明示するなど、契約変更内容を明確にすべきであった。</p> <p>(建設局西部建設事務所)</p> <p>[8 神戸明石線(離宮)擁壁補修工事]</p>	<p>今後はこのようなことが無いよう、監督員に対し適切な啓発を行うとともに、所内でのチェック機能を高めていくよう、平成19年4月24日の「土木工事関係係長会」(道路部・下水道河川部河川課・公園砂防部緑地課と各建設事務所の工事関係の係長会)で内容を説明したうえで、同日付の事務連絡にて周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2)積算		
<p>エ 工事内容の精査</p> <p>本工事は、北区山田町原野において一級河川志染川改修工事（河道拡幅）に伴う橋梁の架替え工事である。そのPC桁の輸送費用を桁の工場製作と併せて本工事に計上していた。</p> <p>しかし、本工事ではPC桁の製作のみで、輸送は架設工事として随意契約された後続工事（その2）で施工されており、輸送費用は（その2）に計上すべきであった。</p> <p>輸送費用の二重計上はなかったが、実施した工事に計上すべきであり、工事の内容を精査し、適切な支払いとなるよう留意すべきであった。</p> <p>（建設局北建設事務所）</p> <p>[10 幸座橋架替工事（その1）]</p>	<p>今後は、現場の出来高と設計図書を十分注意して確認し、適切に処理するよう、監督員に対し啓発を行うとともに、所内のチェック機能を高めていくよう、平成19年4月24日の「土木工事関係係長会」（道路部・下水道河川部河川課・公園砂防部緑地課と各建設事務所の工事関係の係長会）で内容を説明したうえで、同日付の事務連絡にて周知徹底した。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2)積算</p> <p>オ 鉄筋探査，アンカー定着長調査費の計上</p> <p>本工事は，北区の神戸加東線に架かる鞍ヶ谷橋（L=70m，B=7m，RC床版 t=180mm）と，こだか橋（L=65m，B=7m，RC床版 t=190mm）の2橋について，RC床版の補修工事と落橋防止対策工事である。</p> <p>既設RC部材の鉄筋位置ならびに新規に取付けたアンカーの定着長の検査のため，鉄筋探査と超音波法によるアンカー定着長調査を実施している。しかし，これらの経費を計上していなかったものである。</p> <p>鉄筋探査，アンカー定着長調査の経費を適切に計上すべきであった。</p> <p>（建設局北建設事務所）</p> <p>[12 鞍ヶ谷橋他1橋橋梁補強工事]</p>	<p>今後はこのようなことが無いよう，監督員に対し適切な啓発を行うとともに，所内でのチェック機能を高めていくよう，平成19年4月24日の「土木工事関係係長会」（道路部・下水道河川部河川課・公園砂防部緑地課と各建設事務所の工事関係の係長会）で内容を説明したうえで，同日付の事務連絡にて周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2)積算</p> <p>カ 足場等の存置日数</p> <p>本工事は、長田区二葉町の店舗，事務所，共同住宅等複合用途の再開発ビル新築工事である。</p> <p>足場及び養生シートの単価は、掛け払いの作業費と存置日数による損料の合計である。</p> <p>本工事の2階及び3階建て相当部分の足場及び養生シートの積算に際し、9階建て部分と同じ平均存置日数による単価で積算されていた。</p> <p>しかし、1棟の建物のため、ある程度は9階建て部分の存置日数まで置かれるとしても、全てがそこまで置かれるとは限らず、存置日数については、より慎重に設定すべきであった。</p> <p>今後は、工事工程を適切に設定し、適正な積算を行う必要がある。</p> <p>(都市計画総局再開発部新長田南再開発事務所)</p> <p>[18 (仮称)新長田駅南地区二葉6第2工区再開発ビル新築工事]</p>	<p>積算段階から部分的に存置日数が短縮できることが明らかかな場合については、工事の実態に応じたより適切な積算方法を検討するよう、平成19年3月20日の係会議及び3月23日の係長会議において周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2)積算		
<p>キ モデルルームの施工範囲</p> <p>本工事は長田区の再開発ビルの新築に伴う電気設備工事である。</p> <p>本再開発ビルのモデルルームの設備は本工事の設計変更で追加されたもので、工事打合せ記録書によると、テレビ、電話設備、自動火災報知設備は、展示用で実際に使用することがないため、端末機器を設置するのみで、見えない配線や配管等は不要としていた。</p> <p>しかし積算では、テレビと電話設備は一般住居と同じ複合単価を適用していたため配管・配線費が過大積算となった。また自動火災報知設備については、設備一式が計上漏れであったため機器類について過小積算となっていた。施工範囲をチェックして、適正な積算をすべきである。</p> <p>(都市計画総局再開発部再開発課)</p> <p>[21 (仮称)新長田駅南地区二葉6第2工区再開発ビル電気設備工事]</p>	<p>施工範囲の確認を充分に行い適正に積算するようチェックリストを作成した。また、平成19年3月13日の係会議において、チェックリストの運用について積算担当職員に周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2)積算</p> <p>ク 掃除口類の積算</p> <p>新長田南地区の再開発ビル建設に伴う給排水設備工事において、排水管の掃除口類の積算に際し、積算基準によると単価の優先順位は 標準単価 刊行物等 メーカー見積りと定められており、材料の一部が 標準単価 刊行物等に無かったため メーカー見積りによっていた。</p> <p>しかし、本工事では、汚水配管及び雑排水配管の材料が異なり、その掃除口類においても、それぞれの製造メーカー3 社から見積りを採り査定しそれぞれの単価を計上すべきであるにもかかわらず、汚水配管用の製造メーカーと雑排水配管用の製造メーカーの見積りを採り、混同して査定し、それぞれ同じ単価を計上していた。</p> <p>適正な積算をすべきである。</p> <p>(都市計画総局再開発部再開発課)</p> <p>[24 (仮称)新長田南地区若松 4 第 3 工区南棟再開発ビル機械設備工事]</p>	<p>配管材料ごとに適正に積算するよう積算チェックリストを作成した。また、平成 19 年 3 月 13 日の係会議において、チェックリストの運用について積算担当職員に周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2)積算</p> <p>ケ 見積りの徴集</p> <p>本工事は、中突堤旅客ターミナルの一部を改修し、外航客船が接岸できるよう出入国審査等の機能を備えた施設を整備する工事である。</p> <p>本工事の設計変更の積算に際し、増項目の大部分において、メーカー1社のみで見積り単価で積算されていた。しかし、メーカー見積りによる場合は、原則として3社以上のメーカーから徴集することとなっており、過大積算の恐れがある。</p> <p>今後は、積算基準を遵守し、適正に行う必要がある。</p> <p>(みなと総局技術部工務第1課)</p> <p>[25 中突堤旅客ターミナル改修工事]</p>	<p>神戸市建築工事積算基準を遵守し適正な事務処理に努めるよう、工務第1課内の会議(平成19年3月22日)で周知徹底を行った。</p> <p>また、みなと総局技術部会(平成19年3月23日)において報告するとともに同様の周知徹底を行った。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2)積算</p> <p>コ 道路照明灯の球換え費用</p> <p>本工事はポートアイランド臨港道路等の既設照明設備について、空港開港に併せてランプ安定器などを取り替える工事である。</p> <p>本工事の積算にあたって、球換え1灯あたりにかかる経費を代価表で算定していた。</p> <p>この代価表で高所作業車の燃料費の設定に誤りがあり過大な積算になっていた。</p> <p>また、高所作業車の運転日数について、年末の交通事情や他工事との輻輳等を考慮していたが、実作業日数と比べると大きな開きがあった。</p> <p>代価表で設定する単位作業量等は、工事の規模や施工性等を考慮するなど適正に計上すべきである。</p> <p>(みなと総局神戸港管理事務所営繕課)</p> <p>[33 新港東連絡道路・PI 東側臨港道路照明設備補修工事]</p>	<p>積算基準に基づいた適正な積算業務を行うとともに積算結果について十分なチェックを行うよう設計担当者に周知徹底するとともに、課内会議(平成19年3月22日)において職員に周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p data-bbox="248 383 347 416">(3)契約</p> <p data-bbox="248 427 496 461">ア 請負代金の支払</p> <p data-bbox="240 477 868 651">神戸市工事請負契約約款によると、請負代金は、検査に合格し、かつ引渡しを受けたのち、請負業者の請求を受けてから 40 日以内に支払うこととなっている。</p> <p data-bbox="240 667 868 748">しかし、請負代金の支払が、引渡しを受けたのち 60 日を越えているものがあつた。</p> <p data-bbox="240 763 868 844">請負業者と連携を密にし、支払いに係る所定の手続きを、速やかに進められたい。</p> <p data-bbox="248 909 766 943">(都市計画総局再開発部新長田南再開発事務所)</p> <p data-bbox="248 958 815 992">[19 若松 5 工区仮設店舗改修その他工事その 1]</p>	<p data-bbox="892 477 1278 797">請負代金の支払について、請負業者と連携を密にし、支払いに係る所定の手続きをすみやかに進めるよう、平成 19 年 3 月 22 日の係会議及び 3 月 23 日の係長会議において周知徹底した。</p>	<p data-bbox="1305 477 1390 510">措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
<p>ア 施工監理の不備</p> <p>下記の4項目において、施工監理面に不備があった。これら内容について、請負業者に周知するとともに適切に処理すべきであった。</p> <p>(7) 工事打合簿（指示書）の整備</p> <p>施工にあたり現地条件、施工状況が異なる場合、関係機関との協議・調整等を行いながら、請負人に対し指示が行われている。これら指示の内容については、請負人との間で確認できるように書面に残さねばならない。特に設計変更の対象となるものについて、工事打合簿を作成することは監督員の業務として基本かつ重要である。</p> <p>しかし、下記に示す工事において、一部その整備が不足していた。</p> <p>不明確な追加指示にならないよう監督員と請負業者の両者が指示内容を書面で確認できるよう工事打合簿を整備すべきであった。</p> <p>(企画調整局調査室)</p> <p>[1 神戸新交通ポートアイランド線延伸事業 中公園駅北上部工(上り線)架設工事その2]</p> <p>(建設局東部建設事務所)</p> <p>[6 灘駅前線電線共同溝整備工事(その1)]</p> <p>(建設局西部建設事務所)</p> <p>[8 神戸明石線(離宮)擁壁補修工事]</p>	<p>本工事は時間的制約が厳しく、技術的にも難易度が高い工事であり、安全確実な施工ができるよう、施工方法・工程を綿密に請負人と神戸市が協議を行いました。その結果、使用機械や施工方法を変更することとし、これに必要となる費用を設計変更の対象といたしました。ご指摘のように、変更の指示内容を書面で残しておりませんでした。</p> <p>今後、このような場合は、書面により指示をするようにいたします。なお、本件につきましては、関係者を対象とした会議(平成19年2月13日開催)を開催し周知徹底を図りました。(企画調整局)</p> <p>今後は、監督員と請負人との間での指示等を確実に工事打合簿で確認できるよう、平成19年4月24日の「土木工事関係係長会」(道路部・下水道河川部河川課・公園砂防部緑地課と各建設事務所の工事関係の係長会)で内容を説明したうえで、同日付の事務連絡にて周知徹底した。(建設局)</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
<p>(イ) 工事現場における施工体制の確認</p> <p>神戸市工事施工体制確認要領によれば、施工体制の適正化推進のため、建設業法第24条の7に該当する工事については、「工事現場施工体制等チェック様式」、「施工体制の把握に関する確認方法」により工事現場における施工体制を確認することになっている。</p> <p>しかし、下記に示す工事では実施されていなかった。</p> <p>(企画調整局調査室)</p> <p>[1 神戸新交通ポートアイランド線延伸事業 中公園駅北上部工(上り線)架設工事その2]</p>	<p>本工事については、適正な施工体制を確保するため、請負人から施工体制台帳の提出を受け、その内容の確認や、施工体制の一斉点検時に、施工体制の点検を行っていましたが、ご指摘のように、施工体制確認要領の点検様式に基づいた確認は行っておりませんでした。</p> <p>今後、より適正な施工確保のため、確認要領に基づく点検様式で確認を行うよう、関係者を対象にした会議(平成19年2月13日開催)で周知徹底を図りました。</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p> <p>(ウ) 安全教育の未報告</p> <p>現場内の労働災害，公衆災害を未然に防止するため，関係する作業員に対し安全に関する研修・訓練を実施することは重要である。設計図書には労働安全関係法令に基づく安全活動に加え，定期的に安全に関する研修・訓練を実施し，報告するよう記載されている。</p> <p>しかし，下記に示す工事では，十分な報告がなされていなかった。</p> <p>(建設局西建設事務所)</p> <p>[4 西管内五百蔵周辺舗装補修及び側溝整備工事]</p> <p>(建設局東部建設事務所)</p> <p>[6 灘駅前線電線共同溝整備工事(その1)]</p>	<p>今後，請負業者に対し，安全に関する研修・訓練の実施と報告を徹底するよう指導に努め，工事中の確認を実施するよう，平成19年4月24日の「土木工事関係係長会」(道路部・下水道河川部河川課・公園砂防部緑地課と各建設事務所の工事関係の係長会)で内容を説明したうえで、同日付の事務連絡にて周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
<p>(I) 産業廃棄物管理票の保管</p> <p>工事で排出される産業廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によると請負業者は産業廃棄物管理票(マニフェスト)を適正に処理・確認し、保管する義務を有する。</p> <p>しかし、下記に示す工事において、保管すべき産業廃棄物管理票(マニフェスト)を本市に提出している不適正な状況が認められた。</p> <p>このような保管状況に関し、請負業者に対し改善するよう指導すべきであった。</p> <p>(企画調整局調査室)</p> <p>[1 神戸新交通ポートアイランド線延伸事業 中公園駅北上部工(上り線)架設工事その2]</p> <p>(建設局西建設事務所)</p> <p>[4 西管内五百蔵周辺舗装補修及び側溝整備工事]</p> <p>(建設局東部建設事務所)</p> <p>[6 灘駅前線電線共同溝整備工事(その1)]</p> <p>[14 王子公園周辺バリアフリー工事]</p>	<p>ご指摘のとおり、請負人が保管すべき産業廃棄物管理票(マニフェスト)を本市に提出しており、保管が不適切であったものです。</p> <p>本市に提出されていたマニフェストについては、請負者が保存すべきものであることを説明した上で返却するとともに、今後の工事施工の際には写しを提出するよう指導を行いました。</p> <p>今後、適切に処理されるよう、関係者を対象に会議(平成19年2月13日開催)を行い、周知徹底を図りました。 (企画調整局)</p> <p>発注者において保管していたマニフェストのうち、請負業者等が保管すべきマニフェストについては、保管義務の必要性について詳細に説明し、返却した。</p> <p>今後は、このようなことが無いように、監督員に対して、マニフェスト制度の目的を十分認識した上で、適正なマニフェストの作成・提出がなされるように確認するとともに、請負業者等に対しても、関係法令に従って適切に処理業務を行うよう、平成</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
	<p>19年4月24日の「土木工事関係係長会」(道路部・下水道河川部河川課・公園砂防部緑地課と各建設事務所の工事関係の係長会)で内容を説明したうえで、同日付の事務連絡にて周知徹底した。</p> <p>(建設局)</p>	

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p> <p>イ 塗装の塗替えと記録</p> <p>本工事は、中央区の三宮駅と税関線の交差部の歩道のバリアフリー化工事である。</p> <p>その中で、歩道橋の塗替えを設計変更により追加実施しているが、次のような不適切な点が認められた。</p> <p>(1) 塗装仕様の決定経緯が明確でなく、その設計仕様がなかった。</p> <p>(2) 塗膜厚の測定はなされているが、当該施工の施工計画書がないまま施工されていた。</p> <p>(3) 橋梁台帳において、過去の塗装記録もなく、今回の塗装記録も整備されてなかった。</p> <p>施工にあたっては、塗装仕様を明確にし、さらに施工計画書を提出させ、確認後、施工させるべきであった。また、橋梁台帳には塗装塗替えに応じて適切に記録し、以後の維持管理に活用できるようにしておくべきであった。</p> <p>(建設局中部建設事務所)</p> <p>[3 新神戸停車場線歩道改良工事(その3)]</p>	<p>設計変更にあたっては、その内容を明確に指示するとともに、請負業者に対し施工計画書に基づく適切な施工・出来形・品質管理について指導に努めるよう、平成19年4月24日の「土木工事関係係長会」(道路部・下水道河川部河川課・公園砂防部緑地課と各建設事務所の工事関係の係長会)で内容を説明したうえで、同日付の事務連絡にて周知徹底した。</p> <p>また、補修履歴の記録は、この度の塗装塗替え工事の内容も含めて橋梁台帳の再整理を行った。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4)施工</p> <p>ウ 高所作業の仮設</p> <p>本工事は、長田区二葉町の店舗，事務所，共同住宅等複合用途の再開発ビル新築工事である。</p> <p>9 階建の鉄骨鉄筋コンクリート造部分の鉄骨工事において，6 階梁の高力ボルト締付け作業の一部が，H 形鋼上に馬乗りになって行われており，安全帯は使用されていたが防網が張られていなかった。</p> <p>労働安全衛生規則によると，高所作業では作業床を設けることを原則とし，それが困難な時は，防網を張り，安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止する処置を講ずることになっている。</p> <p>労働安全衛生規則を厳守し，現場の安全管理の徹底が必要である。</p> <p>(都市計画総局再開発部新長田南再開発事務所)</p> <p>[18 (仮称)新長田駅南地区二葉 6 第 2 工区再開発ビル新築工事]</p>	<p>労働安全衛生規則を遵守するため、請負業者による毎日の安全点検の実施指導を徹底するとともに、工事監督員によって適宜安全確認を行うよう、平成 19 年 3 月 20 日の係会議及び 3 月 23 日の係長会議において周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p> <p>エ 損害保険等の証券の確認</p> <p>本工事は、六甲アイランドにある休止していたコンテナ用クレーンをオーバーホールした後に移設する工事である。</p> <p>設計図書によると、請負人は、工事目的物、工事材料(支給品を含む)、工事関係者等について損害保険等に付し、その証券又はこれに代わるものを市に提出することになっているにもかかわらず、怠っており、監督員は受取っていない。</p> <p>コンテナ用クレーンの移設作業について「運送・内航貨物海上保険」に付していたとのことであるが、事前に、証券等により、保険種目、保険契約者、被保険者、保険期間、保険金額および付保すべき保険の内容を確認の上、施工にあたるべきである。</p> <p>(みなと総局技術部工務第1課)</p> <p>[27 六甲アイランド 8 重量物クレーン移設工事]</p>	<p>工事の施工にあたっては、保険証券等により保険加入の有無や保険内容の確認を行った後施工するよう、工務第1課内の会議(平成19年3月22日)で周知徹底を行った。</p> <p>また、みなと総局技術部会(平成19年3月23日)において報告するとともに同様の周知徹底を行った</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4)施工		
<p>オ 機器のインターロック</p> <p>地下鉄三宮駅構内店舗整備に伴う、排煙、スプリンクラー等の防災工事において、火災時に排煙設備が作動した際、天井に滞留した煙を攪拌しないよう、給気を停止する必要があるにもかかわらず、排煙ファンと給気ファンのインターロック(連動)を取っていなかった。</p> <p>適切な施工を行うべきである。</p> <p>(交通局施設管理課)</p> <p>[44 三宮駅店舗改修工事(機械)]</p>	<p>排煙ファンと給気ファンのインターロック(連動)を取るよう措置しました。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(5)検査		
<p>ア 中間前払い要件の確認</p> <p>本工事は、中央区の三宮駅と税関線の交差部の歩道のバリアフリー化工事である。</p> <p>工事費の前払金の取扱いについては、市の「公共工事の前払金に関する規則」に規定され、同規則の要件を満たす場合は、既に支払った前払金に追加して当該請負金額の2割の額を中間前払いできる。</p> <p>本工事では、その規則に則り、工事履行報告書により要件を確認した上で、中間前払いに応じたものである。しかし、その工事履行報告書の実施工程（出来高累計（％））をみると、数字の精度に乱れがみられ、それだけで要件を確認するには不確かな点が見受けられた。このような場合には、工事履行報告書に併せて、別の方法により確認すべきであったと考える。</p> <p>支払い要件の書類は、工事履行報告書に拠るとしても、より慎重に処理すべきであった。</p> <p>（建設局中部建設事務所）</p> <p>[3 新神戸停車場線歩道改良工事（その3）]</p>	<p>前金払制度の要件確認を行う際には、「工事履行報告書」だけによるのではなく、制度の趣旨を逸脱しない範囲で、必要に応じて、根拠資料の提出を求めるなどの確認を行うよう、平成19年4月24日の「土木工事関係係長会」（道路部・下水道河川部河川課・公園砂防部緑地課と各建設事務所の工事関係の係長会）で内容を説明したうえで、同日付の事務連絡にて周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(6)維持管理</p> <p>ア コンクリートの劣化調査の記録</p> <p>(7) ひび割れ調査の記録</p> <p>本工事は、北区の神戸加東線に架かる鞍ヶ谷橋（L=70m，B=7m，RC床版 t=180mm）と、こだか橋(L=65m，B=7m，RC床版 t=190mm)の2橋について、RC床版の補修工事と落橋防止対策工事である。</p> <p>RC床版の補修工事に先立ち、ひび割れ調査を実施している。同調査は、補修方法の選定に重要であり、また、今後の補修後の劣化進行の判断にも重要なデータとなる。</p> <p>しかし、今回のひび割れ調査では、有害なひび割れとして0.2mmを超えるものを抽出しているが、ひび割れ幅の記録を残さず、すべて同一工法で補修されていた。</p> <p>今後、ひび割れ調査を実施する際には、ひび割れ幅の記録を残し、補修工法の選定、ならびに今後の維持管理に活用できるよう留意されたい。</p> <p>（建設局北建設事務所）</p> <p>[12 鞍ヶ谷橋他1橋橋梁補強工事]</p>	<p>今後は、ひび割れ調査の際にそれぞれの幅を測定し、その分布状況を合わせて調査し、記録することにより、ひび割れの原因追及や補修方法の検討に生かすとともに、今後の劣化進行状況の把握に生かすよう、平成19年4月24日の「土木工事関係係長会」（道路部・下水道河川部河川課・公園砂防部緑地課と各建設事務所の工事関係の係長会）で内容を説明したうえで、同日付の事務連絡にて周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(6)維持管理</p> <p>(1) 劣化状況の記録</p> <p>本工事は、兵庫区の新高座橋（L=31.4m，B=8.8m）及び第2服山橋（L=24.0m，B=12.5m）の耐震補強工事ならびに補修工事である。ともに緊急輸送道路として位置づけされている国道428号に架設されている。</p> <p>新高座橋については、工事着手後、RC地覆部に劣化があることが判明し、その状況を調査したうえで全面に亘って補修工事を実施している。しかし、劣化の激しい一部の箇所の調査・施工記録はあるが、RC地腹部の全体についての調査・施工記録が残っていない状況であった。</p> <p>調査・施工記録は、劣化状況の把握、補修工法の選定、ならびに今後の補修後の劣化進行の判断にも重要なデータとなるため、補修にあたっては、劣化状況の把握、補修工法の選定、ならびに補修後の維持管理にも活用できるよう、その劣化状況（ひび割れ、幅、長さ、はく離、はく落、鉄筋の露出等）の調査ならびにその施工を記録し蓄積すべきであった。</p> <p>（建設局中部建設事務所）</p> <p>[13 新高座橋他1橋耐震補強工事]</p>	<p>橋梁の補修にあたっては、今後、できる限り劣化状況の記録に努めるよう、平成19年4月24日の「土木工事関係係長会」（道路部・下水道河川部河川課・公園砂防部緑地課と各建設事務所の工事関係の係長会）で内容を説明したうえで、同日付の事務連絡にて周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>